

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2986号)

令和5年3月22日

横情審答申第2986号

令和5年3月22日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和3年8月3日瀬生第503号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22135号）」の一部開示決定に対  
する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22135号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年5月11日付で行った「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22135号）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

変更前後の薬剤師氏名（以下「本件氏名」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影は、公にすると、第三者に偽造されるなどして当該法人の財産の保護に支障が生じるおそれがあることから、同号に該当し、非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

## (1) 本件処分を取り消し、本件氏名の開示を求める。

## (2) 薬剤師氏名は、厚生労働省のシステムからWEBにより国民が自由に閲覧できる公知の事項である。薬剤師法（昭和35年法律第146号）では、薬剤師には、薬剤師名簿の登録等の義務があり、その観点でも開示を拒む根拠はない。

- (3) 厚生労働省にて、『薬剤師資格確認検索』が開始され、薬剤師の氏名、性別、登録年及び行政処分に関する情報が公表されている。これは、「薬剤師の行政処分のあり方等に関する検討会」の報告書（平成19年12月）に「調剤等を行うことを禁止されている薬剤師からの医療の提供を防止する等の観点から、薬剤師の資格確認の際、行政処分の情報を・・・提供することが適当であること。」とあることから、条例を優先させ開示を拒めるような横浜市地域特有の問題ではない。
- (4) 法定文書の届出期限の30日を相当以上に大幅に遅延しており、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第10条等に明らかに違反している。実施機関は、遅延理由書等の徴収を行っておらず、明らかに職務怠慢に値すると申し添える。

## 5 審査会の判断

### (1) 薬局の変更の届出に係る事務について

法第10条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第16条第1項では、薬局開設者は、薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の氏名等を変更したときは、30日以内にその薬局の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市においては市長）に届け出なければならないことが規定されている。また、同条第2項ではこの届出は省令様式第6の変更届書により行うことが、同条第3項では変更届書の区分に応じて同項各号に定める書類を添付すべきことが規定されている。

横浜市においては、変更届書の受理に関する事務は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第3号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。

### (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定薬局の開設者である特定法人が特定薬局に勤務する薬剤師の氏名の変更を届け出るために、令和2年8月24日付で横浜市瀬谷福祉保健センターに提出した変更届書である。本件審査請求文書には、届出者である特定法人の所在地、名称及び代表者の氏名、特定薬局の名称及び所在地、本件氏名

等が記載され、特定法人の代表者印が押されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件氏名を条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、法人代表者印の印影を同項第4号に該当するとして非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において本件氏名の開示を求めているので、本件氏名の条例第7条第2項第2号の該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができることを規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、本件氏名は、特定薬局に勤務していた薬剤師のうち氏名の変更があった者についての変更前及び変更後の氏名の記載であることが認められたので、本件氏名は、本号本文に該当する。

ウ 審査請求人は、薬剤師氏名は厚生労働省のシステムによりWEBで閲覧できる公知の事項である等と主張する。しかし、当該システムは、氏名をフルネームで入力することで、入力した氏名と同名の薬剤師の氏名、性別、登録年及び行政処分に関する情報が表示されるものであって、薬剤師について氏名の変更があったことや変更前後の氏名といった個人に関する情報を公にするものではないから、本件氏名は慣行として公にされている情報に当たらず、ただし書アに該当しない。

また、本件氏名は、ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年8月3日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年9月9日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年9月16日 (第273回第三部会) 令和3年9月22日 (第405回第二部会) 令和3年9月28日 (第353回第一部会)	・諮問の報告
令和5年1月25日 (第430回第二部会)	・審議
令和5年2月8日 (第431回第二部会)	・審議